

瀬戸市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 6 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 10 号

瀬戸市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和 48 年瀬戸市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（受給資格者）</p> <p>第 3 条 <省略></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者とし<u>ない</u>。</p> <p>から まで <省略></p> <p>（助成の範囲）</p> <p>第 4 条 市長は、子どもの疾病又は負傷に係る医療で、当該医療に要する費用の額から、当該医療に係る国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（社会保険各法による付加給付にあっては、当該給付を含む。）の額及び法令の規定による国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の額を控除した額を子ども医療費として助成する。</p> <p>2 <省略></p> <p>（受給者証）</p>	<p>（受給資格者）</p> <p>第 3 条 <省略></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する<u>子どもの保護者</u>は受給資格者とし<u>ない</u>。</p> <p>から まで <省略></p> <p>（助成の範囲）</p> <p>第 4 条 市長は、子どもの疾病又は負傷に係る医療（<u>9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した者（以下「9 歳以上の子ども」という。）については、入院に限る。</u>）で、当該医療に要する費用の額から、当該医療に係る国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（社会保険各法による付加給付にあっては、当該給付を含む。）の額及び法令の規定による国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の額を控除した額を子ども医療費として助成する。</p> <p>2 <省略></p> <p>（受給者証）</p>

<p>第5条 市長は、受給資格者に対し、規則の定めるところにより子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付する。</p> <p>2 <省略></p> <p>（助成の方法）</p> <p>第7条 第4条第1項に規定する子ども医療費の助成は、当該子ども医療費を医療機関等に支払うことによつて行ふ。</p> <p>2 <省略></p> <p>（届出義務）</p> <p>第8条 受給者は、受給資格を失つたとき（<u>子どもが第2条第1項第2号に該当しなくなったときを除く。</u>）、子ども医療費の助成事由が第三者の行為によつて生じたものであるとき、又は規則に定める事項について変更があつたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>（損害賠償との調整）</p> <p>第9条 市長は、<u>受給者が</u>、子どもの疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、子ども医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。</p>	<p>第5条 市長は、受給資格者（<u>9歳以上の子ども</u>の保護者を除く。）に対し、規則の定めるところにより子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付する。</p> <p>2 <省略></p> <p>（助成の方法）</p> <p>第7条 第4条第1項に規定する子ども医療費（<u>9歳以上の子どもに係る医療費を除く。</u>）の助成は、当該子ども医療費を医療機関等に支払うことによつて行ふ。</p> <p>2 <省略></p> <p>3 <u>9歳以上の子どもに係る医療費の助成は、当該子ども医療費を受給資格者に支払うことによつて行ふ。</u></p> <p>（届出義務）</p> <p>第8条 受給者は、受給資格を失つたとき、子ども医療費の助成事由が第三者の行為によつて生じたものであるとき、又は規則に定める事項について変更があつたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>（損害賠償との調整）</p> <p>第9条 市長は、<u>受給資格者が</u>、子どもの疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、子ども医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は<u>すでに</u>助成した額に相当する金額を返還させることができる。</p>
--	--

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の瀬戸市子ども医療費助成条例の規定による子ども医療費の助成は、この条例の施行の日以後に行われた医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。